

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市規則第37号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年常滑市規則第8号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、

なお従前の例による。